

群労発基 1203 第 5 号
令和 年 月 日

一般社団法人
日本労働安全衛生コンサルタント会
群馬支部長 殿

群馬労働局長



令和 3 年度改定最低賃金額の周知・広報について（依頼）

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県内で適用される最低賃金について、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、前年から 28 円引き上げ 865 円とする改正が令和 3 年 10 月 2 日に発効したところですが、群馬県特定（産業別）最低賃金についても群馬地方最低賃金審議会からの答申を受け、4 業種ともに前年から 25 円引き上げる改正決定を行い、官報公示を実施し、令和 3 年 12 月 29 日に発効することとなりました。

このため、本年度の改定に係る各最低賃金額について、広く周知を図るために、別添のとおりポスター等を作成いたしました。

つきましては、お手数ではございますが、ポスター等の掲示等による最低賃金額の周知広報につきまして、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

群馬県の最低賃金一覧

みんなチェック！最低賃金。

厚生労働省 群馬労働局

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)

時間額 発効日

865円 令和3年10月2日

群馬県内の事業場に使用される労働者及びこれらの労働者を使用する使用者のすべてに適用されます。

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

時間額 発効日

946円 令和3年12月29日

【適用範囲】製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業（銑鉄鑄物製造業（銑鉄管、可鍛鋳鉄を除く）及び可鍛鋳鉄製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、 その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、 その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、 サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

時間額 発効日

935円 令和3年12月29日

【適用範囲】ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 発効日

935円 令和3年12月29日

【適用範囲】電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額 発効日

935円 令和3年12月29日

【適用範囲】建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）

※ 対象産業の表記は、日本標準産業分類（平成26年4月施行）によります。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

1 適用

- (1) 最低賃金は時間額で定められており、すべての労働者・使用者に適用されます。
- (2) 労働者が 2 以上の最低賃金の適用を受ける場合は、最低賃金額の高いものが適用されます。
- (3) 派遣労働者には、派遣先の地域別最低賃金、特定最低賃金が適用されます。

2 除外される賃金

最低賃金の対象となる賃金には、次に該当する賃金、手当は含まれません。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- (4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

3 次に該当する者については、特定最低賃金の適用から除外され、「群馬県最低賃金」が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- (4) 下記に掲げる業務に主として従事する者

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

- イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務
- ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務
- ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

- イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務
- ロ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

- イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務
- ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務
- ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

4 最低賃金との比較方法

賃金が日給制、月給制等の場合は、次の方法で時間当たりの金額に換算して、最低賃金額と比較します。

○【日給制の場合の比較例】

日給額 ÷ 1日の平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額

○【月給制の場合の比較例】

月給額 ÷ 1か月の平均所定労働時間（1年間の所定労働時間 ÷ 12か月） ≥ 最低賃金額

お問合せ：群馬労働局労働基準部賃金室（電話 027-896-4737）又は県内各労働基準監督署



群馬県最低賃金（地域別最低賃金）引上げ支援「業務改善助成金」に関する問合せは
群馬労働局雇用環境・均等室へ（電話 027-896-4739）